



申請する給付金区分（該当する区分に☑を入れてください。）

①	□	<p>専攻科の高等学校等に通う生徒です。 保護者等全員の市町村民税及び道府県民税所得割が非課税である世帯の生徒です。</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等全員の令和7年度の課税証明書等</li> <li>・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和7年1月1日時点では大阪府外に住所を有していた場合等）</li> </ul> <p>【給付金の支給年額は52,100円】</p>
②	ア □	<p>専攻科の高等学校等に通う生徒です。 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯です。 （上記①には該当しません。）</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等全員の令和7年度の課税証明書等</li> <li>・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和7年1月1日時点では大阪府外に住所を有していた場合等）</li> </ul> <p>【給付金の支給年額は10,420円】</p>
	イ ☑	<p>専攻科の高等学校等に通う生徒です。 保護者等全員の令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上の世帯（※1）です。 （上記①及び②アには該当しません。）</p> <p>（次の書類を添付してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等全員の令和7年度の課税証明書等</li> <li>・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和7年1月1日時点では大阪府外に住所を有していた場合等）</li> </ul> <p>【給付金の支給年額は10,420円】</p>

※1 「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。

扶養についての誓約事項（☑を入れてください）

☑	<p>7月1日現在、申請者（もしくはもう一方の保護者等）が、生徒を扶養していることを誓約します。</p>
---	--

（学校記入欄） 就学支援金  学び直し支援金  （申請受付日） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

扶養親族申告欄【区分②イの場合のみ記入】

保護者等①	名前 <b>大阪 花子</b>
生年月日	19〇〇 年 〇 月 △ 日

保護者等②	名前 <b>大阪 新太郎</b>
生年月日	19〇〇 年 〇 月 △ 日

●保護者等①の扶養親族（令和6年12月31日時点）

	名前	生年月日	①との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

●保護者等②の扶養親族（令和6年12月31日時点）

	名前	生年月日	②との続柄
1	<b>大阪 太郎</b>	<b>2006.8.10</b>	<b>子</b>
2	<b>大阪 次郎</b>	<b>2008.10.24</b>	<b>子</b>
3			
4			
5			

●令和7年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）（※2）

	名前	生年月日	ケース
1	<b>大阪 もずこ</b>	<b>2025.3.18</b>	<b>子</b>
2			
3			

（※2）「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、 <b>子の出生日</b> 及び <b>生計維持者の氏名</b> が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、 <b>委託開始日</b> 及び <b>生計維持者の氏名</b> が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <b>縁組した日</b> 及び <b>生計維持者の氏名</b> が記載されたもの

【申請上の注意事項】

- ・令和6年12月31日時点の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を記載してください。
- ・課税証明書等の提出が必要です。
- ・「課税証明書等」・・・納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書
- ・扶養人数は、保護者等全員の市町村民税における扶養親族数の合計（課税証明書等で確認）と本書扶養親族申告欄に記載されている扶養する子の合計を比較し、少ない方の人数で判断します。
- ・申請区分と支給決定の区分が異なることがあります。